

既済部分検査技術基準（案）（平成 29 年 3 月 国土交通省） 新旧対応表

新（素案）					旧									
別表第2 出来形寸法検査基準					別表第2 出来形寸法検査基準									
工種		検査内容			検査密度		工種		検査内容			検査密度		
共通	(略)													
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ		基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、以下のうち少ない箇所数以上 ・1kmにつき1箇所 ・検査対象物につき2箇所			一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ		基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、以下のうち少ない箇所数以上 ・1kmにつき1箇所 ・検査対象物につき2箇所		
			基準高、厚さあるいは標高較差（3次元モデルによる場合）		1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）					舗装工		基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性		基準高、幅及び横断勾配は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、検査対象物につき2箇所以上コアーにより検査
		舗装工		基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性		基準高、幅及び横断勾配は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、検査対象物につき2箇所以上コアーにより検査			(略)					
			基準高、厚さあるいは標高較差（3次元モデルによる場合）		1工事につき1断面（3次元モデルによる場合）									
(略)														
備考（1）検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。														
備考（2）施工延長とは施工延べ延長をいう。														